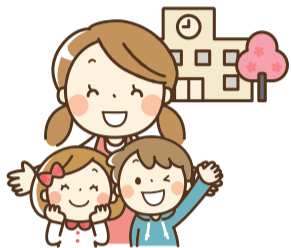


子育て・教育

第1回学校協議会が開催されます

学校協議会とは、保護者や地域住民などの学校運営への参加を促進し、開かれた学校運営を実現し、より良い学校教育を推進することを目的にすべての学校園に必ず置くこととされた組織です。

各学校協議会では、年3回の定例会が予定されており、第1回は概ね4～5月に開催され、学校園の「運営に関する計画」案について校長からの説明を受け、各委員が意見を述べます。学校協議会は傍聴できますので、日程等については各学校園のホームページでご確認ください。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、開催方法や傍聴の可否については変更となる場合があります。



問合せ こども・教育 3階34番 ☎ 4394-9980

子育てについて話しましょう!! ～「みんなでわいわいタイム」～

手遊びや親子でのふれあい遊び、子育て支援室保育士による子育て相談を行います。親子で遊んだ後は子育てについてわいわい話しましょう!!

要申込



日時 4月21日(木) 11:00～11:30
※毎月第3木曜日開催

場所 区子ども・子育てプラザ 中2階 軽運動室

対象 0歳～未就学児とその保護者

定員 12組

※新型コロナウイルス感染症の状況により、変更になることがあります。

問合せ 区子ども・子育てプラザ(泉尾3-9-16)
☎ FAX 6554-5377
※火曜日～日曜日 9:30～17:00

保健・福祉・健康

介護保険料決定通知書を送付します

65歳以上の方(介護保険の第1号被保険者)に送付します。

- ◆4月中旬に介護保険料決定通知書を送付する方
 - 普通徴収(納付書または口座振替で保険料を納付)の方
 - 特別徴収(支給される年金から保険料が差し引かれる方法)の方で保険料額が変更となる方

- ◆7月中旬に介護保険料決定通知書あるいは変更決定通知書を送付する方

- 令和4年度の市民税が確定し、保険料段階が変更となる普通徴収の方や10月から保険料を納める方法が普通徴収から特別徴収に変更となる方
- 特別徴収の方



問合せ 介護保険・高齢者福祉 3階36番
☎ 4394-9859

緊急通報システム



大阪市内在住の65歳以上のひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、または身体に重度の障がいがある方などを対象に、急病などの緊急時に迅速に対応する緊急通報システム事業を実施しています。

令和4年度から従来の固定型の緊急通報機器に加え、固定電話を必要とせず、自宅内で持ち運び可能な携帯型の機器も新たに導入することになりました。現在、固定型機器をご利用の方で、携帯型機器に変更を希望される場合は手続きが必要です。

費用 前年所得税非課税世帯は無料(課税世帯は別途費用あり)

問合せ 介護保険・高齢者福祉 3階36番
☎ 4394-9859

4月は犬・猫を正しく飼う運動 強調月間です



世の中は動物の好きな人ばかりではありません。動物が人間社会の中で共存できるよう、動物が苦手な人に配慮し、適正飼養に努めましょう!

- 愛情と責任をもって終生飼いましょう。
- ふん・尿の後始末は、必ずしましょう。
- 無駄吠えを防止しましょう。
- 飼い犬の放し飼いはやめましょう。
- 飼い猫は、室内飼育を心がけましょう。
- 飼い主がわかるよう名札などを着けましょう。
- 不幸な命を増やさないために不妊・去勢手術をしましょう。
- 動物を遺棄したりみだりに傷つけることは犯罪です。絶対にやめましょう。



問合せ 生活環境 3階31番
☎ 4394-9973

子育て中のカラスに気をつけて!!



カラスは春先から夏にかけて高い木の枝などに巣を作り、ヒナを育てます。子育て中の親カラスは攻撃的になり、巣に近づいた人に対して威嚇行動をとることがありますので、次のことに注意しましょう。



- 巣やヒナに近づかない!
巣立ち直後のヒナが地面にいます。親カラスが見守っていますので、ヒナには近づかないようにしましょう。



- エサとなるごみの出し方を工夫する!
カラスのエサとなる生ごみは決まった時間に決まった場所に出しましょう。カラスは目で食べ物を探しているため、生ごみを紙に包むなどして外から見えないようにすると、ごみの散乱等の被害を減らすことができます。また、防鳥用ネットを利用するなど地域ぐるみで協力しましょう。



※迷惑だからといって、カラスを捕獲したり、卵やヒナを獲ることは禁止されています。どうしても被害の軽減が図れない場合は、動物愛護相談室(Tel:06-6978-7710)にご相談ください。なお、許可申請及び捕獲については、その場所の所有者等に実施していただくことになります。

問合せ 生活環境 3階31番 ☎ 4394-9973

児童扶養手当・特別児童扶養手当・特別障がい者手当等の 支給月額を改定します



令和4年4月分から手当の月額が次のとおり改定されます。

①児童扶養手当(児童1人の場合)

	3月まで	4月から
全部支給	43,160円	43,070円
一部支給	43,150円～10,180円	43,060円～10,160円

(児童2人目の加算額)

	3月まで	4月から
全部支給	10,190円	10,170円
一部支給	10,180円～5,100円	10,160円～5,090円

(児童3人目の加算額)

	3月まで	4月から
全部支給	6,110円	6,100円
一部支給	6,100円～3,060円	6,090円～3,050円

②特別児童扶養手当・特別障がい者手当等

	3月まで	4月から
特別児童扶養手当(1級)	52,500円	52,400円
特別児童扶養手当(2級)	34,970円	34,900円
特別障がい者手当	27,350円	27,300円
障がい児福祉手当	14,880円	14,850円
経過的福祉手当	14,880円	14,850円

問合せ ①子育て支援 3階33番 ☎ 4394-9914 ②障がい者支援 3階35番 ☎ 4394-9857